

総合評価落札方式（土木関係工事）に関する 運用ガイドライン

目 次

入札方式の分類	2
共通事項	3
簡易評価型総合評価に係る採点基準	4
地域密着型総合評価に係る採点基準	1 2
技術提案評価型総合評価に係る採点基準	1 5
別表・様式	1 9

入札方式の分類

予定価格	250 万円		1 千万円	6 千万円	WTO 対象額 (R6・7 27.2 億円)
入札方式	港湾工事	随意契約	制限付一般競争入札 簡易評価型 総合評価		一般競争入札 (土木一般(トンネル)、PC、鋼橋は技術提案評価型総合評価)
	上記以外の工種		制限付一般競争入札 地域密着型 総合評価	制限付一般競争入札 技術提案評価型 総合評価	
対象管内	3ブロック (港湾工事は全県)		全 県		制限無し

1 簡易評価型総合評価

- ・ 予定価格が1千万円(港湾工事は250万円)以上WTO対象額(R6・7 27.2億円)未満の工事のうち、技術提案評価型総合評価及び地域密着型総合評価の対象工事を除いたもの。

2 地域密着型総合評価

- ・ 予定価格が250万円以上1千万円未満の小規模工事。(港湾工事は除く)
- ・ 予定価格が1千万円以上6千万円未満の工事のうち、工事成績評定の対象とならない維持修繕工事等。

3 技術提案評価型総合評価

- ・ 予定価格が6千万円以上の工事のうち、施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事であって施工上の工夫等の技術提案を求める工事。
- ・ 土木一般、プレストレストコンクリート(PC)及び鋼橋を発注工種とする工事の中から発注機関が選定。(但し、予定価格2億円以上のPC及び鋼橋は全て)

4 総合評価対象外工事

- ・ 県外業者参入工事(土木一般、PC及び鋼橋で技術提案を求める工事を除く)
- ・ 次に掲げる発注工種 舗装一般、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般
- ・ アスファルトB級対象工事、PC及び鋼橋(技術提案を求める工事を除く)
- ・ 上記に掲げるもののほか、発注機関が総合評価落札方式によることが適当でないと認めた工事。

区 分	土木系発注工種	営繕系発注工種
総合評価対象発注工種	土木一般、港湾、とび等一般、交通安全施設、法面一般、法面植生、法面保護、落石防止網工、アンカー工、アスファルト、区画線工、造園工事、プレストレストコンクリート・鋼橋 (技術提案を求める工事)	建築一般、電気工事、管工事、塗装一般
総合評価対象外発注工種	舗装一般、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般、プレストレストコンクリート・鋼橋 (技術提案を求める工事を除く)	建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
適用される要領ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領 ・ 総合評価落札方式(土木関係工事)に関する運用ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領 ・ 総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン

【評価点の算出方法】

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価点数の最も高い者を落札者とする。
 評価点の算出方法は、次に示す加算方式とする。

$$\text{評価点} = \text{入札価格点数} + \text{施工能力点数} + \text{技術提案点数}$$

(技術提案評価型の場合)

※入札価格点数、施工能力点数、技術提案点数の合計は小数第3位までとし4位以下は切り捨てる。

* 格付のある工種を簡易評価型総合評価落札方式により実施する場合は、応募条件として単一の格付等級を設定するものとする。

共通事項

1 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる評価項目が、応募書類等又は入札参加資格の事後審査により確認できないとき。
- (2) 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領(平成 19 年8月 15 日付第 200700071998 号県土整備部長通知。以下「価格設定要領」という。)第7条の規定に基づき算出された価格を下回る価格で入札したとき。

2 応募書類等の提出

- (1) 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類を発注機関に提出すること。
- (2) 電子入札により総合評価競争入札を行う場合においては、電子入札システムに係る所定の画面に記載すべき事項を入力し、その内容を証明する次に掲げる書類を添付するものとする。

必要書類	簡易評価型	地域密着型	技術提案評価型
①会社同種工事実績調書(様式第1号) 及び調書に記載した内容を証明するもの (*会社同種工事実績を条件とする場合に限る。)	○*		○*
②配置技術者工事成績・同種工事実績調書(様式第2号) 及び調書に記載した内容を証明するもの (*予定価格が 4,500 万円以上の場合に限る。)	○*	○*	○
③配置技術者が有する資格を証明するもの (*予定価格が 4,500 万円以上の場合に限る。)	○	○	○
④継続教育学習制度(CPD)学習履歴証明書の写し (*予定価格が 4,500 万円以上のCPD評価対象工種の場合に限る。)	○*	○*	○
⑤技術提案資料(様式第3号、4号)			○
⑥上記に掲げるもののほか、調達公告において添付することを求められたもの。(*該当がある場合に限る。)	○*	○*	○*

簡易評価型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止 (減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	4	0	105

【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点
入札価格点数	<p>60 × 最低入札額 / 入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て)</p> <p>(端数処理例)</p> $60 \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{入札参加者提示額}} = 57.39877\cdots \rightarrow 57.398$ <p style="text-align: center;">↑ (各評価項目の計算途中では小数点第6位未満を切り捨てる。 他の評価項目での取扱いも同一とする。)</p> <p>(1)最低入札額:当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。 有効な入札とは予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち失格基準、失格要件に該当しない者で、調達公告等の入札参加者の条件に該当する者の入札とする。 (2)入札参加者提示額:当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。</p>	60点
施工能力点数	<p>15 × 入札参加者工事成績 / 最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)入札参加者工事成績:当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。 (2)最高工事成績:当該入札に係る入札参加者工事成績のうち最も高い工事成績をいう。 (3)県工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値とする。(小数点第1位未満切り捨て) (4)上記3年間に受注実績がない場合は対象期間を最長5年まで延長する。 (5)上記の5年間に受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は大部分の会社における工事成績の最小値とし、毎年更新する。 *「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値-2×標準偏差」とする。 全ての発注工種について最小値は同一点数となる。 (6)法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。 (7)平均値については、対象期間内にある工事成績の合計を(工事成績を合計した)工事件数で除し、小数点第1位未満を切り捨てる。 (8)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の工事成績を評価対象とする。 (以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。) (9)工事成績は、下記のいずれかの建設工事検査規定等に基づき工事成績が決定されたものを対象とする。 ①鳥取県建設工事検査規程(昭和46年内訓第2号)</p>	15点

		<p>②病院局建設工事検査要綱(平成 18 年4月1日付第 200500136899 号鳥取病院局長通知)</p> <p>③企業局建設工事検査規程(平成 17 年鳥取県企業局内訓第 200500006739 号)</p> <p>(10)各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。</p>															
	会社同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、国土交通省、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の発注工事(以下「国発注工事」という。)における会社同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="432 600 1099 828"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85 点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81 点以上 85 点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77 点以上 81 点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73 点以上 77 点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70 点以上 73 点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70 点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、及び国発注工事のみ認める。 (2)対象工事と同一の発注工種(共同企業体(乙型)の場合はそれぞれの分担工種による。(以下同じ。))のものとする。ただし、別表第1の右欄に掲げる国発注工事の工種に該当する工事については、同表の左欄に掲げる発注工種とみなすものとする。 (3)対象となる工事は、完成検査の日が調達公告日の5年前(港湾工事については7年前)の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあるものとする。 (4)調達公告の公募条件を満たす工事であっても、上記(1)から(3)の要件を満たさない場合は、評価点は0点とする。</p> <p>※調達公告において同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。</p>	工事成績	会社同種工事実績点	85 点以上	5点	81 点以上 85 点未満	4点	77 点以上 81 点未満	3点	73 点以上 77 点未満	2点	70 点以上 73 点未満	1点	70 点未満	0点	5 点
工事成績	会社同種工事実績点																
85 点以上	5点																
81 点以上 85 点未満	4点																
77 点以上 81 点未満	3点																
73 点以上 77 点未満	2点																
70 点以上 73 点未満	1点																
70 点未満	0点																
	企業経営	<p>$3 \times (\text{入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)} - \text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値}) / (\text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値} - \text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値})$ (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (2)前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。) (3)前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。) (4)各発注工種及び各格付毎の総合評定値の上限値、下限値は県土整備部長が別に定める。</p>	3 点														

配置技術者の施工能力

配置技術者工事成績

5 × その者の配置技術者工事成績 / 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績
(小数点第2位未満切り捨て)

5点

(1) 入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の県、境港管理組合又は国発注工事における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、下記の要件を全て満たす場合に限り認める。

① 配置予定技術者が別表2の一级資格を保有していること。

② 現場代理人としての施工当時に別表2の一级又は二级を保有していたこと。

また、次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、同表の右欄に掲げる点数とする。

配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績
配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限75点)
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下	会社工事成績(上限75点)
配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上	75点

(2) 配置予定技術者を2名記載する場合は工事成績点数、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。

ただし、工場製作を含む工事であって、調達公告において、工場製作時と現場施工時で別の技術者の配置を認める場合は、現場施工時の配置予定技術者を評価対象とする。

(3) 現に他の工事で監理技術者として配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、必ず監理技術者補佐を配置すること。この場合、監理技術者を評価対象とする。(以下監理技術者補佐を配置する場合も、監理技術者を評価対象とする。)

(4) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が20%以上の構成員の技術者等として行っていること。

(5) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。

ただし、工事の全部中止期間、工場製作時と現場施工時で別の技術者を配置した場合における工場製作期間は配置期間及び工期の算定から除くものとする。

(6) 対象工事と同一の発注工種(法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。)のものとする。(なお、別表第1の左欄に掲げる発注工種とそれに対応する右欄に掲げる国発注工種は同一の発注工種とみなす。)

(7) 完成検査の日が調達公告の日の5年前(港湾工事については7年前)の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。

※ 予定価格が4,500万円未満の場合は評価対象としない。

※ 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績は、上記(2)に関わらず、有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。

	配置技術者同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の県、境港管理組合又は国発注工事における配置技術者同種工事実績に係る工事実績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="453 331 1118 528"> <thead> <tr> <th>工事実績</th> <th>配置技術者同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85 点以上</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>80 点以上 85 点未満</td> <td>1. 5 点</td> </tr> <tr> <td>75 点以上 80 点未満</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>70 点以上 75 点未満</td> <td>0. 5 点</td> </tr> <tr> <td>70 点未満</td> <td>0 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予定価格が 4,500 万円未満の場合又は調達公告において配置技術者同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。 また、評価対象期間等の取扱いは配置技術者工事実績の取扱いに準じるものとする。</p>	工事実績	配置技術者同種工事実績点	85 点以上	2 点	80 点以上 85 点未満	1. 5 点	75 点以上 80 点未満	1 点	70 点以上 75 点未満	0. 5 点	70 点未満	0 点	2 点						
工事実績	配置技術者同種工事実績点																				
85 点以上	2 点																				
80 点以上 85 点未満	1. 5 点																				
75 点以上 80 点未満	1 点																				
70 点以上 75 点未満	0. 5 点																				
70 点未満	0 点																				
	配置技術者資格	<p>配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあっては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1" data-bbox="392 920 1353 1724"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第 3 項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>建設業法第 27 条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第 15 条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等</td> <td>0.5 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合は配置技術者資格、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。 また、予定価格が 4,500 万円未満の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等	2 点	一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第 3 項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等	1 点	二級技術者	建設業法第 27 条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等		登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等		その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第 15 条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5 点	2 点
資格区分	資 格	配点																			
一級技術者	建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等	2 点																			
一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第 3 項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等	1 点																			
二級技術者	建設業法第 27 条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等																				
登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等																				
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第 15 条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5 点																			
	C P D	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p>	1 点																		

- (1)対象工事 土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、交通安全施設、法面処理(アンカー工を含む。)
- (2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日が属する年度の4月1日から入札書提出期間の最終日の間の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間、3年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。

継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準
建設コンサルタンツ協会 CPD 制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10 単位/年
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30 ユニット/5 年
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年
JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年
技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年
都市計画 CPD 制度	(社)日本都市計画学会	10 単位/年
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10 単位/年

※配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が 4,500 万円未満の場合は評価対象としない。

受注額

$$4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額又は「生産指標額} \times k1\text{」})$$

(マイナスまで算出し、下限値はマイナス 30 点とする。また、小数点第 2 位未満を切り捨てるものとする。)

- (1)生産指標額の上限額、係数k1及び県工事平均受注額の上限額は、県土整備部長が別に定めるものとする。
- (2)県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。
- ①算定期間以前に落札決定を行ったが、算定期間の4月1日を始期とする年度に年割額が設定されているものはその年割額を当該算定期間の受注額とする。
 - ②年割額設定工事は、契約締結をして年割額が確定するまでの間は、調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を落札率で乗じた金額を受注額とする。(小数点未満の端数は切り捨てる。)
 - ③法面処理のうち法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工はこれらの合計額を受注額とする。(アンカー工は別とする。)
 - ④緊急応急対応として各総合事務所長、各県土整備事務所長又は鳥取港湾事務所長が出動要請したものを除く。
 - ⑤一定規模以上の大規模災害等について、県土整備部長が必要と認めた場合、指定した災害の災害復旧工事は受注額の対象外とする。
 - ⑥受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他県土整備部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。
 - ⑦トンネル工事の受注額は上記①、②に関わらず落札決定を行った算定期間の受注額とし、上限額を設定する。
上限は、過去5年間での一般土木工事の1件当たりの最大受注額相当(2億円以上のトンネル工事を除く)とし県土整備部長が別に定める。

4 点

- ⑧受注額の下限値は、マイナス 30 点とする。
- ⑨基準日は開札日の前日の数値とする。(ただし、開札日が 3 月 22 日(3 月 22 日が県の休日に当たるときは直後の県の休日の翌日)(以下「切替日」という。)の場合は、開札日の前日の数値はゼロとする。なお、切替日より前に落札決定された同一の発注工種の工事で切替日以降に年割額が設定されていたものは、調達公告で指定されていた該当年度の年割額を県工事受注額(分子)に計上する。)
- (3) 入札参加資格者は県工事平均受注額か生産指標額×k1(分母)のいずれか一つを選択することとし、年度途中での変更は認めない。(翌年についても県工事平均受注額か生産指標額×k1のいずれかを選択する。)
- (4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。
- ①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事(ゼロ県債、ゼロ国債は除く)は、当該年度の支払予定額とする。
- ②法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工の合計額とする。
- ③契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。
- ④(2)④で規定する出動要請による対応及び⑤で規定する県土整備部長が指定した災害の災害復旧工事も県工事平均受注額(分母)に含める。
- ⑤PC 工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合は土木一般に含める。
- ⑥トンネル工事で受注額の上限額を設定した工事は、上限額を越えた受注額を除く。
- ⑦受注額は税込み額とする。
- (5) 生産指標額×k1(分母)を選択する場合の生産指標額は、次の表の第1欄に定める事業年度ごとに第2欄に定める額を当該事業年度ごとの第3欄に定める割合で乗じ、当該乗じた額の合算額を3で除し、除して得た額を同表第4欄に定める割合で乗じた額とする。(千円未満を切り捨てる。)

対象営業年度	対象金額	完成工事高割合	発注工種割合
入札参加資格の申請直前の直近3営業年度(当該申請直前に3営業年度を有しない入札参加者にあつては、その当該申請直前の全ての営業年度)	「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額(当該申請直前の営業年度の期間が1年に満たない入札参加者にあつては、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)	各営業年度の売上高の総額に対する完成工事高の総額の割合	当該申請直前の直近3事業年度の平均完成工事高に対する当該発注工種に係る平均完成工事高の割合

- ①法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工の合計額を完成工事高とする。
- ②PC 工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合の完成工事高は土木一般に含める。
- ③準県内業者は、上記で算出した額に地方税法第 72 条の 48 第 1 項の規定により事業税の課税標準額を関係都道府県に分割する場合における当該課税標準額の総額に占める鳥取県分の課税標準額の割合(開札日の属する年度の前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日の間にその終了の日が属する事業年度において適用する割合とする。)を乗じて得た額とする。
- ④上記で算出した額が0となる入札参加者は、当該発注工種及び同格付等級の中で生産指標額が最低の者の額とする。
- ⑤トンネル工事の受注額(分子)について上限額設定の適用を受けた工事については、完成工事高から上限額設定により控除された額を除くものとする。
- ⑥上記で算出した額が別に定めた生産指標額の上限額を越える入札参加者は、上限額とする。
- (6) 入札参加資格申請者は資格申請時及びその中間年に県工事平均受注額または生産指標額の算出根拠がわかる資料を県に提出する。

<p>地域点</p>	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="434 259 1310 490"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">本 店 所 在 地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 事 箇 所</td> <td>鳥取</td> <td>4点</td> <td>1点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>1点</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鳥取:鳥取県鳥取県土整備事務所の所管区域 (鳥取港湾事務所の所管区域を含む。)</p> <p>○八頭:鳥取県八頭県土整備事務所の所管区域</p> <p>○中部:鳥取県中部総合事務所の所管区域</p> <p>○米子:鳥取県西部総合事務所米子県土整備局の所管区域</p> <p>○日野:鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局の所管区域</p> <p>※基準日は開札日の前日とする。</p>	区 分		本 店 所 在 地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工 事 箇 所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点	八頭	1点	4点	0点	0点	0点	中部	0点	0点	4点	0点	0点	米子	0点	0点	0点	4点	1点	日野	0点	0点	0点	1点	4点	<p>4点</p>
区 分				本 店 所 在 地																																									
		鳥取	八頭	中部	米子	日野																																							
工 事 箇 所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点																																							
	八頭	1点	4点	0点	0点	0点																																							
	中部	0点	0点	4点	0点	0点																																							
	米子	0点	0点	0点	4点	1点																																							
	日野	0点	0点	0点	1点	4点																																							
<p>施工体制</p>	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="434 969 1024 1084"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 調査基準価格以上の場合 契約の内容に適合した履行がなされないおそれはない金額の入札と考えられることから、原則として施工体制審査を省略し、4点を付与する。</p> <p>(2) 調査基準価格を下回る場合 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある金額の入札と考えられることから、施工体制審査を行い、適切な施工体制が確保されると認められる場合に、その程度に応じて4点又は0点を付与する。</p> <p>①評価方法</p> <table border="1" data-bbox="416 1395 1353 1711"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価の視点</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質確保の実効性</td> <td>品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか</td> <td rowspan="2">左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効</td> </tr> <tr> <td>施工体制確保の確実性</td> <td>下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか</td> </tr> </tbody> </table> <p>②施工体制審査書類 鳥取県建設工事低入札価格調査実施要領(平成25年7月10日付第201300056804号鳥取県県土整備部長通知)第8条第2項に定める資料とする。 施工体制:配置予定技術者、下請予定業者、労務者配置計画、資材・機械の状況等 品質確保:品質管理、出来形管理、安全衛生教育、点検、仮設設置の各計画等</p> <p>※施工体制の確認手順は別紙、総合評価落札方式の低入札手続フローを参照</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	評価項目	評価の視点	評価点	品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効	施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	<p>4点</p>																													
入札参加者提示額	施工体制																																												
調査基準価格以上	4点																																												
調査基準価格未満	0点 又は 4点																																												
評価項目	評価の視点	評価点																																											
品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効																																											
施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか																																												

	資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="435 297 949 450"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成 20 年 5月1日付第 2007001919555 号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。 (3) 下限値は設けないものとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点	0 点
資格停止期間	点数										
1月以上3月未満	-2点										
3月以上6月未満	-4点										
6月以上	-6点										
合 計			105 点								

地域密着型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						合計点	
		会社の施工能力	配置技術者の施工能力		受注額	地域点	施工体制		資格停止 (減点項目)
		同種工事実績	資格	CPD					
配点	90	1	1	1	1	4	4	0	102

【各評価項目と評価方法】

評価項目			評価方法	配点						
入札価格点数			$90 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ (小数点第3位未満切り捨て) ※評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。	90点						
施工能力点数	会社の施工能力	会社同種工事実績	入札参加者が提出した過去15年間の鳥取県、境港管理組合、市町村又は国発注工事における会社同種実績の有無により次のとおり評価する。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>同種工事実績の有無</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <同種工事> (例)道路修繕工事の場合は道路修繕工事、道路改良工事など 河川修繕工事の場合は河川修繕工事、河川改良工事など (1)鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、市町村発注工事、国発注工事のみ認める。 (2)対象工事と異なる発注工種のものも認める。(調達公告に実績として認める発注工種が限定されている場合を除く。) (3)対象となる工事は、完成検査の日が調達公告日の15年前の日の属する年度の4月1日以降であり、検査結果の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあるものとする。 (4)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の実績を評価対象とする。 (以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。) (5)ひび割れ注入工事、炭素繊維接着工事の同種工事実績又は公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者を主任(監理)技術者として配置できることを条件とするものにあつては、同種工事実績がない場合でも、公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者を主任(監理)技術者として配置できる場合は、実績ありとして取り扱う。	同種工事実績の有無	会社同種工事実績点	実績あり	1点	実績なし	0点	1点
同種工事実績の有無	会社同種工事実績点									
実績あり	1点									
実績なし	0点									

配置技術者の施工能力	配置技術者資格	<p>配置技術者の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>(例) 一級土木施工管理技士等</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>(例) 一級土木施工管理技士補等</td> <td rowspan="2">0.5 点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>(例) 二級土木施工管理技士等</td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>(例) 登録橋梁基幹技能者等</td> <td rowspan="2">0.25 点</td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>(例) 実務経験者等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資格等の取扱いについては簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。また、予定価格が 4,500 万円未満の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1 点	一級技士補	(例) 一級土木施工管理技士補等	0.5 点	二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	登録基幹技能者	(例) 登録橋梁基幹技能者等	0.25 点	その他の技術者	(例) 実務経験者等	1 点																																																																			
	資格区分	資 格	配点																																																																																			
一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1 点																																																																																				
一級技士補	(例) 一級土木施工管理技士補等	0.5 点																																																																																				
二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等																																																																																					
登録基幹技能者	(例) 登録橋梁基幹技能者等	0.25 点																																																																																				
その他の技術者	(例) 実務経験者等																																																																																					
	C P D	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>※評価方法は、簡易評価型のCPDと同じとする。</p>	1 点																																																																																			
受注額	$1 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額又は「生産指標額} \times k1\text{」})$ <p>※評価方法は、簡易評価型の受注額と同じとするが、下限値はマイナス4点とする。</p>	1 点																																																																																				
地域点	<p>【年間道路維持工以外の工事】 工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工事箇所</td> <td>鳥取</td> <td>4 点</td> <td>1 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1 点</td> <td>4 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4 点</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>1 点</td> <td>4 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【年間道路維持工事】 工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工事箇所</td> <td>鳥取</td> <td>4(3) 点</td> <td>1 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1 点</td> <td>4(3) 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4(3) 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4(3) 点</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>1 点</td> <td>4(3) 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 工事箇所と本店所在地が同一管内の場合、工事箇所と本店所在地が同一の市町村の場合は4点とし、本店所在地が工事箇所以外の市町村の場合は3点とする。 (2) 工事箇所が市町村をまたがる場合は、工事箇所として複数指定する。</p>	区 分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	鳥取	4 点	1 点	0 点	0 点	0 点	八頭	1 点	4 点	0 点	0 点	0 点	中部	0 点	0 点	4 点	0 点	0 点	米子	0 点	0 点	0 点	4 点	1 点	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4 点	区 分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	鳥取	4(3) 点	1 点	0 点	0 点	0 点	八頭	1 点	4(3) 点	0 点	0 点	0 点	中部	0 点	0 点	4(3) 点	0 点	0 点	米子	0 点	0 点	0 点	4(3) 点	1 点	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4(3) 点	4 点
区 分	本店所在地																																																																																					
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																																																																	
工事箇所	鳥取	4 点	1 点	0 点	0 点	0 点																																																																																
	八頭	1 点	4 点	0 点	0 点	0 点																																																																																
	中部	0 点	0 点	4 点	0 点	0 点																																																																																
	米子	0 点	0 点	0 点	4 点	1 点																																																																																
	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4 点																																																																																
区 分	本店所在地																																																																																					
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																																																																	
工事箇所	鳥取	4(3) 点	1 点	0 点	0 点	0 点																																																																																
	八頭	1 点	4(3) 点	0 点	0 点	0 点																																																																																
	中部	0 点	0 点	4(3) 点	0 点	0 点																																																																																
	米子	0 点	0 点	0 点	4(3) 点	1 点																																																																																
	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4(3) 点																																																																																

<p>施工体制</p>	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="435 259 1024 376"> <tr> <td>入札参加者提示額</td> <td>施工体制</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の施工体制と同じとする。</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	<p>4点</p>		
入札参加者提示額	施工体制									
調査基準価格以上	4点									
調査基準価格未満	0点 又は 4点									
<p>資格停止 (減点項目)</p>	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="435 629 948 779"> <tr> <td>資格停止期間</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </table> <p>(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成 20 年 5月1日付第 2007001919555 号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。 (3) 下限値は設けないものとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点	<p>0点</p>
資格停止期間	点数									
1月以上3月未満	-2点									
3月以上6月未満	-4点									
6月以上	-6点									
<p>合 計</p>		<p>102点</p>								

【地域密着型対象工事】

- ① 予定価格が1千万円未満の小規模工事
(港湾工事(簡易評価型)、アスファルトB級対象工事(価格競争)を除く。)
- ② 予定価格が1千万円以上6千万円未満の工事成績評価の対象とならない維持修繕工事等
(港湾工事を除く。)

*簡易評価型対象工事(格付工種)で、やむを得ず複数等級を指定する場合には、例外的に地域密着型の対象とする。

技術提案評価型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数									技術提案点数	合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力				地域点	施工体制	資格停止 (減点項目)		
		工事成績	同種工事実績	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60	5	5	5	2	2	1	4	4	0	20	108

【各評価項目と評価方法】

評価項目			評価方法	配点														
入札価格点数			$60 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ (小数点第3位未満切り捨て) ※評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。	60点														
施工能力点数	会社の施工成績	会社工事成績	$5 \times \text{入札参加者工事成績} / \text{最高工事成績}$ (小数点第2位未満切り捨て) ※評価方法は、簡易評価型の会社工事成績と同じとする。 ※鋼橋工事及び土木一般のうち県外業者参入工事(以下「鋼橋工事等」という。)にあっては、評価対象としない。	5点														
	会社同種工事実績	会社同種工事実績	入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については、過去7年間)の鳥取県、境港管理組合又は国発注工事における会社同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。 なお、県外に本店を有する者が参加する工事(以下、「県外業者参入工事」という。)にあっては、都道府県発注工事も評価対象とする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81点以上 85点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77点以上 81点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73点以上 77点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上 73点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> ※調達公告において同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。 ※評価方法は、簡易評価型の会社同種工事実績と同じとする。	工事成績	会社同種工事実績点	85点以上	5点	81点以上 85点未満	4点	77点以上 81点未満	3点	73点以上 77点未満	2点	70点以上 73点未満	1点	70点未満	0点	5点
	工事成績	会社同種工事実績点																
85点以上	5点																	
81点以上 85点未満	4点																	
77点以上 81点未満	3点																	
73点以上 77点未満	2点																	
70点以上 73点未満	1点																	
70点未満	0点																	
配置技術者の施工能力	配置技術者工事成績	$5 \times \text{その者の配置技術者工事成績} / \text{有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績}$ (小数点第2位未満切り捨て) (1)入札参加者が提出した県、境港管理組合又は国発注工事(過去5年(港湾工事については、過去7年))における配置技術者(主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人としての工事成績の取扱いは簡易評価型の配置技術者工事成績と同じとする。))としての工事成績とする。 なお、県外業者参入工事(以下「鋼橋工事等」という。)にあっては、工事成績が85点を超える場合は85点とし、また都道府県発注工事も評価対象とする。	5点															

(2) 下記の場合の取扱い

配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績
配置技術者工事成績を有しない(鋼橋工事等を除く。)	会社工事成績(上限 75 点)
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満又は鋼橋工事等において配置技術者工事成績を有しない	大部分の会社工事成績最小値
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が 75 点以下(鋼橋工事等を除く。)	会社工事成績(上限 75 点)
配置技術者工事成績が 75 点以下で会社工事成績が 75 点以上(鋼橋工事等を除く。)	75 点

※評価方法は、簡易評価型の配置技術者工事成績と同じとする。

配置技術者同種工事成績

入札参加者が提出した県、境港管理組合又は国発注工事(過去5年(港湾工事については、過去7年))における配置技術者同種工事成績に係る工事成績により、次のとおり評価する。なお、県外業者参入工事にあつては、都道府県発注工事も評価対象とする。

工事成績	配置技術者同種工事成績点
85 点以上	2 点
80 点以上 85 点未満	1.5 点
75 点以上 80 点未満	1 点
70 点以上 75 点未満	0.5 点
70 点未満	0 点

※評価方法は、簡易評価型の配置技術者同種工事成績と同じとする。

※調達公告において配置技術者同種工事成績を条件としない場合は、評価対象としない。

2 点

配置技術者資格

配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。
共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。

資格区分	資 格	配点
一級技術者	(例)一級土木施工管理技士等	2 点
一級技士補	(例)一級土木施工管理技士補等	1 点
二級技術者	(例)二級土木施工管理技士等	
登録基幹技能者	(例)登録橋梁基幹技能者等	0.5 点
その他の技術者	(例)実務経験者等	

※評価方法は、簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。

2 点

C
P
D

配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。

○学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日が属する年度の4月1日から入札書提出期間の最終日の間の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間、3年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数と

1 点

	<p>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度(CPD)</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタンツ協会 CPD 制度</td> <td>(社)建設コンサルタンツ協会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10 ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度(CPDS)</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30 ユニット/5 年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育(CPD)制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10 単位/年 50 単位/5 年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD 制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10 単位/年 50 単位/5 年</td> </tr> <tr> <td>技術士 CPD 制度</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年</td> </tr> <tr> <td>都市計画 CPD 制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の CPD と同じとする。</p>	継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準	建設コンサルタンツ協会 CPD 制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10 単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年	継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30 ユニット/5 年	土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年	JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年	技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年	都市計画 CPD 制度	(社)日本都市計画学会	10 単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10 単位/年																
継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準																																										
建設コンサルタンツ協会 CPD 制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10 単位/年																																										
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年																																										
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30 ユニット/5 年																																										
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年																																										
JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年																																										
技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年																																										
都市計画 CPD 制度	(社)日本都市計画学会	10 単位/年																																										
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10 単位/年																																										
地域点	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">本 店 所 在 地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 事 箇 所</td> <td>鳥取</td> <td>4 点</td> <td>1 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1 点</td> <td>4 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>4 点</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>0 点</td> <td>1 点</td> <td>4 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の地域点と同じとする。 ※県外業者参入工事にあつては、評価対象としない。</p>	区 分	本 店 所 在 地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工 事 箇 所	鳥取	4 点	1 点	0 点	0 点	0 点	八頭	1 点	4 点	0 点	0 点	0 点	中部	0 点	0 点	4 点	0 点	0 点	米子	0 点	0 点	0 点	4 点	1 点	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4 点	4 点
区 分	本 店 所 在 地																																											
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																							
工 事 箇 所	鳥取	4 点	1 点	0 点	0 点	0 点																																						
	八頭	1 点	4 点	0 点	0 点	0 点																																						
	中部	0 点	0 点	4 点	0 点	0 点																																						
	米子	0 点	0 点	0 点	4 点	1 点																																						
	日野	0 点	0 点	0 点	1 点	4 点																																						
施工体制	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の施工体制と同じとする。</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	4 点																																				
入札参加者提示額	施工体制																																											
調査基準価格以上	4点																																											
調査基準価格未満	0点 又は 4点																																											
資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の資格停止と同じとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点	0 点																																		
資格停止期間	点数																																											
1月以上3月未満	-2点																																											
3月以上6月未満	-4点																																											
6月以上	-6点																																											
技術提案点数	<p>調達公告で定めた技術提案の各チェック項目の合計点(以下「技術審査点」と</p>	20 点																																										

	<p>いう。)とする。 ただし、技術審査点の最高の者の点数が20点を超える場合は、下記により算定した点数とする。</p> <p style="text-align: center;">20×その者の技術審査点 / 技術審査点が最高の者の技術審査点 <small>(小数点第2位未満の端数は切り捨てる。)</small></p> <p>(1)各発注機関は技術提案資料(様式第3号、様式第4号)の審査を適正に行うため、技術審査会を設置するものとする (2)技術提案資料は入札時に電子入札システムに係る所定の画面に添付するものとする。 (3)技術提案資料が未提出の場合は失格とする。</p>	
合 計		108 点

(落札者の履行義務)

- 1 落札者は、技術提案実施計画書(様式第5号)を施工計画書に添付して監督員に提出し承諾(監督員は評価が0点の技術提案は記載しないように指示)を得ること。また、工事完成後に写真等の資料を添付して技術提案実施報告書(様式第5号)を監督員に提出すること。
- 2 落札者は、技術提案実施計画書に記載した事項を履行(監督員は、受注工事の段階確認等において、技術提案の履行状況を確認)しなければならない。
- 3 技術提案実施計画書に記載した事項が履行されない場合は、着目事項の1項目につき工事成績を3点減点する。

別 表 ・ 様 式

別表第1

発注工種	国土交通省の発注工種
土木一般	一般土木工事 維持修繕工事（土木一式工事に限る）* ¹ 橋梁補修
プレストレスト・コンクリート	プレストレスト・コンクリート工事
港湾工事	港湾工事
とび等一般	一般土木工事
交通安全施設	一般土木工事、維持修繕工事（何れも交通安全施設工事に限る）
法面一般	法面処理工事
法面植生工	
法面保護工	
落石防止網工	
アンカー工	法面処理工事
鋼橋	鋼橋上部工事
アスファルト	アスファルト舗装工事
区画線工	一般土木工事、塗装工事（何れも区画線工事に限る）
造園工事	造園工事

*農林水産省工事、都道府県工事を評価対象とする場合については、上記に準じて判断する。

*¹ コリンズに登録された建設業許可業種が土木一式工事のものに限る。

別表第2

各発注工種に対する特定資格一覧

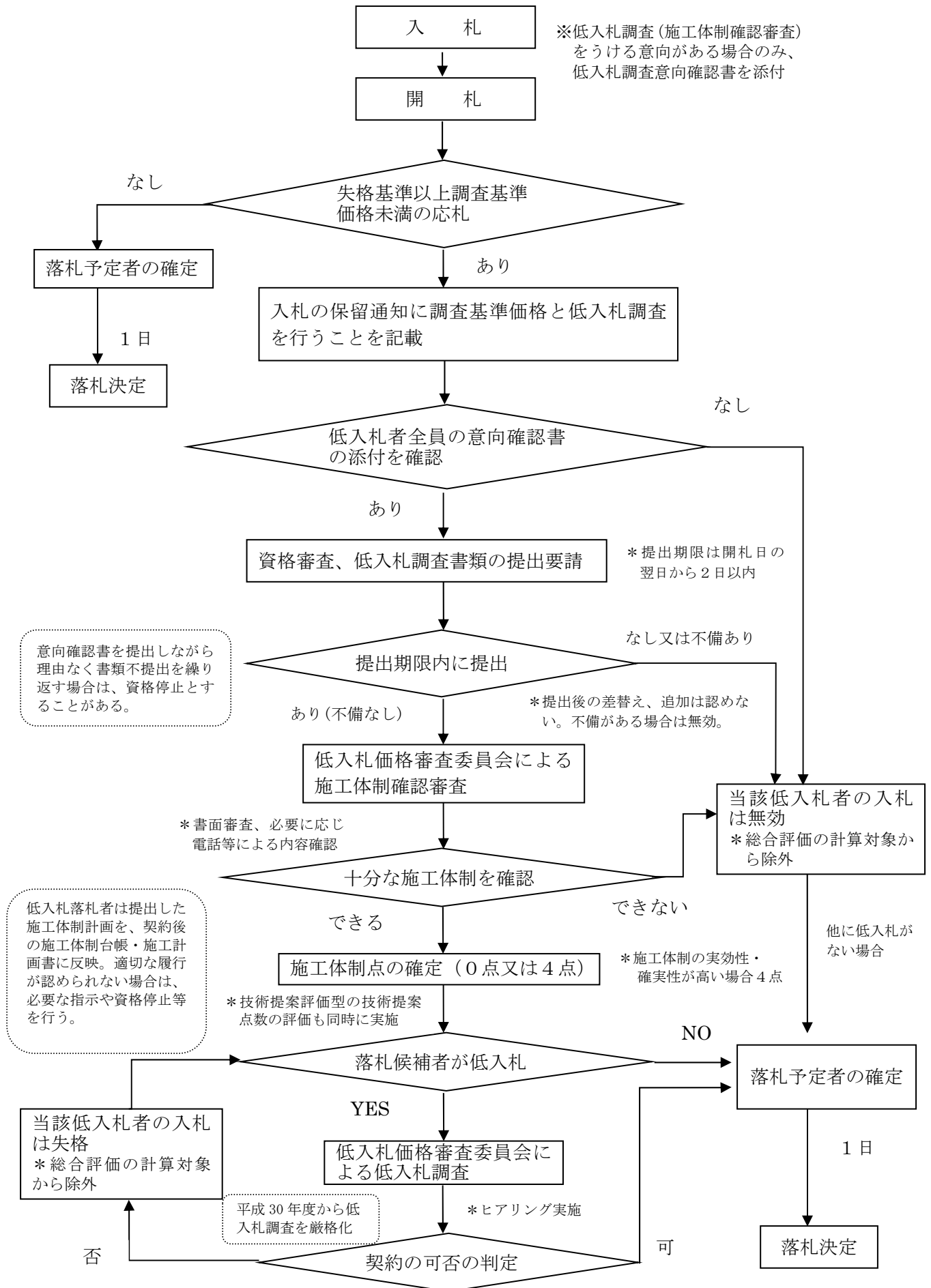
1 一級資格

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建設機械施工技士 ・一級土木施工管理技士 ・技術士（建設部門） ・技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。）
プレストレスト・コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。）
港湾工事	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建設機械施工技士（土木工事に限る。） ・一級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・一級建築施工管理技士（建築工事に限る。） ・技術士（建設部門に限る。） ・技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。）
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。）
法面一般	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。）
法面植生工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
法面保護工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。）
落石防止網工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。）
アンカー工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
鋼橋	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」に限る。）
アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士 ・一級建設機械施工技士 ・技術士（建設部門に限る。）
区画線工	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士（土木工事に限る。）
造園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・一級造園施工管理技士 ・技術士（建設部門に限る。） ・技術士（森林部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。）

2 二級資格

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士 ・二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
プレストレスト・コンクリート	
港湾工事	
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士（土木工事に限る。） ・二級土木施工管理技士（種別「土木」又は「薬液注入」に限る。）（土木工事に限る。） ・二級建築施工管理技士（種別「躯体」に限る。）（建築工事に限る。）
交通安全施設	
法面一般	
法面植生工	
法面保護工	
落石防止網工	
アンカー工	
鋼橋	
アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士 ・二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
区画線工	
造園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・二級土木施工管理技士（種別「鋼構造物塗装」に限る。） ・技能検定の路面標示施工に合格した者
	<ul style="list-style-type: none"> ・二級造園施工管理技士 ・技能検定一級の造園に合格した者

総合評価落札方式の低入札手続フロー



会社同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

番号		1	2
項目			
工事名			
発注機関名			
発注工種			
施工場所			
請負金額			
工期			
受注形態			
工事内容 (工事の規模・構造等)			
工事 成績	点数		
	結果通知日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記載すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県〇〇県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記載すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記載すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。

配置技術者工事成績・同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

配置技術者の氏名			
同一工種の工事概要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	工期		
	受注形態		
	従事役職	*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格(別表2)を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()	*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格(別表2)を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()
	従事期間		
	工事成績 (結果通知日)	(年 月 日)	(年 月 日)
CPD実績(基準以上)		有 ・ 無	有 ・ 無
配置技術者の同種工事实績 ※配置技術者の同種工事实績が入札参加条件の場合に記載すること	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	請負金額		
	工期		
	受注形態		
	従事役職	*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()	*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()

	従事期間		
	工事内容 (工事の規模 ・構造等)		
	工事成績 (結果通知日)	(年 月 日)	(年 月 日)

- 備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記載すること。
- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負金額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に％で記載すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。
- 6 CPD実績は、発注工種が土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、交通安全施設、法面処理（アンカー工含む）、PC、鋼橋の場合に記載すること。

令和 年 月 日

発注者 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

印

技術提案資料の提出について

令和 年 月 日付で公告のありました下記の工事の総合評価に係る技術提案資料について、書類を添えて提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

担当者連絡先

所 属
氏 名
電話番号
F A X

技 術 提 案 資 料

工事名		整理番号	
テーマ			
技 術 提 案			

- ※1) 「テーマ」欄は、調達公告のテーマを記載すること。
- ※2) 「技術提案」欄は、調達公告で指定した各着目事項をタイトルとして、各着目事項に関する技術提案を記載すること。
- ※3) 技術提案は、A4サイズの当様式（図表等含む。）1枚以内にまとめ、文字サイズ11ポイント以上で記載すること。
- ※4) 整理番号欄には記載しないこと。

技術提案実施計画・報告書

工事名		商号又は名称	
テーマ			
着目事項	技術提案内容	施工計画書 記載箇所	確認欄

- ※1) 受注者は、「確認」欄以外を記入し、施工計画書に添付する。
- ※2) 受注者は、技術提案内容について写真等の資料を添付の上、完成検査時に提出する。
- ※3) 監督員は、段階確認等（机上確認可）で履行状況を確認する。